



## 項 目 別 質 問 内 容

1. 市民の不安を払しょくする食品の放射性物質の検査体制について
4月1日から食品に含まれる放射性物質に新基準値が導入されています。これまでの暫定基準値と比較すると、飲料水は20分の1、牛乳・乳製品は4分の1、一般食品は5分の1に低減され、乳幼児食品という新たなカテゴリーが加わりました。
しかし、新基準値には移行期間が設けられており、一気に新基準になるわけではありません。例えば製造・加工食品については、今年の3月31日までに製造されたものは賞味期限まで流通されることを認められています。また、米や牛肉は9月30日までが経過措置で10月1日からが新基準になります。大豆に関しては12月31日までが経過措置となっています。この経過措置がわかりにくいと共に、流通企業や自治体は新基準値より厳しい数値を独自運用しているところもあります。
最近では、タケノコやシイタケから新基準を超えた放射性セシウムが検出されると、「新基準を超えても人体に影響を与えるレベルではない」というコメントがある一方、「基準値以下なら安全ということではない。たとえ少なくとも危険である」という意見に分かれています。私たちは新基準や経過措置・自治体の施策などに対し、自ら考え様々な情報や知識を持ち、バランスのとれた健康的な食生活を心掛けたいものです。今回、消費者の安全・安心確保のため、消費者庁から貸与される、食品の放射性物質検査機器の設置が決定されました。
そこで、多摩市における食品の放射性物質の検査体制について伺います。
(1) 放射性物質検査機器の貸与に至るまでの経緯とその目的
(2) 検査体制と検査対象
(3) 検査結果の公表
2. 指定管理者制度導入により、施設の設置目的を効果的に達成するために
2003年に地方自治法が一部改正されたことにより、指定管理者制度が導入されました。指定管理者制度の導入が進んだ背景の1つには、管理委託制度を導入していた

## 項 目 別 質 問 内 容

<p>公の施設は2006年9月までに、直営もしくは指定管理者制度のいずれかに移行しなければならないとする期限が設けられたことが挙げられます。管理委託制度からの移行に際し、施設ごとに指定管理者制度の導入の妥当性、有効性が十分に検討されることのないまま、導入が進められたケースも少なくないとの指摘もあります。</p>
<p>指定管理者制度の導入は、施設設置の目的を達成するための導入であって、単なる経費削減のための導入ではありません。もっとも大切なことは、政策目的として何を掲げ、その施設にどのような使命を持たせ、指定管理者に何を求めるのか、という点です。これを実現するためには、地方公共団体が指定管理者の行った仕事や能力をきちんと評価できる体制が必要です。</p>
<p>官から民への流れにより、民間事業者の参入が促進され、この流れは今後より一層強くなるものと思われまます。民間事業者のノウハウにより、住民サービスの向上を図ることは住民や利用者にとって大きなメリットになります。一方、管理運営が十分に確保されず、住民や利用者のサービスの低下や地域の雇用に影響を与えるようでは本末転倒です。指定管理者制度は、公の施設の管理・運営を指定管理者に丸投げする制度ではありません。地方公共団体は、設置者としての責任を負っていることを忘れることなく、住民や利用者との協力し、指定管理者による管理・運営が適切になされているか十分に監督することがより一層求められます。</p>
<p>そこで、以下について質問いたします。</p>
<p>(1) 指定管理者制度を導入した各施設の設置目的と、指定管理者に求めることは何か。特に、複合文化施設（パルテノン多摩）とコミュニティセンターについて、具体的なお考えを伺います。</p>
<p>(2) 指定管理者制度導入により、公の施設の管理運営の担い手が多様化します。施設の設置目的を達成するために、地方公共団体が求められる役割への考え方について伺います。</p>
<p>(3) 市民満足をどのように理解し、評価としているか。効率性・有効性の面から伺</p>

## 項目別質問内容

います。

(4) 総合体育館と武道館・陸上競技場への指定管理者制度活用が検討されていますが、具体的な考え方を伺います。

**資料要求欄** (資料要求がある場合は、以下に記入してください。)